

公認心理師法（ブループリント①②③）

公認心理師法（2015年9月9日成立／2015年9月16日公布）

条文	内容（条文に書いてあること）	補足
第1条	目的 <u>国民の</u> 心の健康の保持増進に寄与すること	クライエントのみを対象とするのではなく、国民全体が対象である。
第2条	業務 ①要心理支援者の心理状態の <u>観察</u> と <u>結果の分析</u> ②要心理支援者への心理に関する <u>相談</u> 、 <u>助言</u> 、 <u>指導</u> その他援助 ③要心理支援者の関係者への <u>相談</u> 、 <u>助言</u> 、 <u>指導</u> その他援助 ④心の健康に関する知識普及のための <u>教育</u> および <u>情報提供</u>	①②③はクライエントおよびその関係者を対象にするが、④の対象者は国民全体。
第3条	欠格事由（公認心理師になれない条件） ①心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者と文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの※ ②禁固刑後2年以内のもの ③公認心理師法および関連する法律による罰金刑後2年以内のもの ④登録取り消し後2年以内のもの	すでに公認心理師資格を取得後、①②③に至った場合は、登録取り消しになる。
第32条	登録取り消し ・第3条①②③該当者 ・虚偽の不正の事実に基づいて登録を受けた者 登録取り消しにすることができる ・第40条 信用失墜行為に該当するもの ・第41条 秘密保持義務違反	

	・第 42 条第 2 項 主治医の指示に従わなった者	
第 40 条	信用失墜行為の禁止 義務違反には罰則規定あり（第 46 条） <u>秘密保持義務は公認心理師でなくなった後においても求められる。</u>	違法行為、法的違反行為だけでなく社会的な信用を失う行為も含まれる。
第 41 条	秘密保持義務 義務違反には罰則規定あり（第 46 条） <u>秘密保持義務は公認心理師でなくなった後においても求められる。</u>	
第 42 条	連携等 他業種（保健医療、福祉、教育など）の担当者と連携を保つこと 第 2 項 主治医の指示を受けること	主治医の指示を受ける場合も、クライエントの心情を尊重する。
第 43 条	資質向上の責務	業務と役割は「国民からの委託」として重く受け止める。
第 44 条	名称の使用制限（ 名称独占 ） 公認心理師でないものの「公認心理師」「心理師」の名称使用の禁止 違反には罰則規定あり（第 49 条）	
第 46 条	罰則 ・第 41 条違反（秘密保持義務違反） 告訴がなければ提訴できない。	1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金
第 49 条	罰則 ・第 32 条第 2 項違反のものが使用停止期間中に、 公認心理師の名称を使用した場合 ・第 44 条（名称使用制限）違反	30 万円以下の罰金

※第3条①

「成年被後見人又は被保佐人」から上記に改正（2019年12月）

（「成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく改正）

出題例 公認心理師の登録取消しの事由として、正しいものを1つ選べ。 （2018年公認心理師北海道追加試験問1）

- ① 成年被後見人になった。
- ② 民事裁判の被告になった。
- ③ クライエントの信頼を失った。
- ④ スーパービジョンを受けなかった。
- ⑤ 保健医療、福祉、教育等の担当者と連携しなかった。

解答

2018年北海道追加試験の時点では、①が正答であったが、2019年12月の公認心理師法改訂により、上記の問題は「解答なし」となるので注意！

出題例 心理に関する支援を要する者に対して、公認心理師が行う行為として公認心理師法に規定されていないものを1つ選べ。 （2018年本試験問108）

- ① 観察
- ② 教育
- ③ 指導
- ④ 助言
- ⑤ 診断

解答

⑤ 「診断」は公認心理師の行う業務として公認心理師法第2条で規定されていない。（診断は医師の業務。）

登録取り消し・罰則のまとめ

	登録取り消し	罰則
心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができないと定められたもの	登録取り消し	
禁固刑になった	登録取り消し	
公認心理師法および関連する法律による罰金刑になった	登録取り消し	
虚偽の不正の事実に基づいて登録を受けた	登録取り消し	※使用期間停止中の名称利用で 30 万円以下の罰金
信用失墜行為	登録取消の可能性	
秘密保持義務違反	登録取消の可能性	1 年以下の懲役または 30 万以下の罰金
主治医の指示に従わなかった者	登録取消の可能性	
名称使用違反		30 万円以下の罰金

職責

相手を利己的に利用しない（現任者講習会テキスト 15 ページ）

1. 利益誘導と解されるような行為の禁止

- ・心理師自身が勤務している別の相談機関にリファーするなど

2. 多重関係の禁止

カウンセラーとクライエントという関係以外に他の関係にあることを禁止する。

- ・職場での部下と上司
- ・学校時代の同級生
- ・商取引や物々交換の関係
- ・性的関係

相手を傷つけるおそれのある言動の禁止（現任者講習会テキスト 20 ページ）

- ・リファーはできるだけ早い時期に行う
- ・公認心理師の突然の欠席や事前に分かっている長期不在の対応は、あらかじめ所属機関とマニュアルを作成し、クライエントに対応について説明と相談をする。

守秘義務（現任者講習会テキスト 23 ページ）

- ・クライエントの情報については「例外つきの守秘義務」である

【秘密保持の例外状況】（同 24 ページ）

明確で差し迫った生命の危機がある、攻撃される相手が特定されている場合
自殺など、自分自身に対して深刻な危害を加えるおそれのある緊急事態
虐待が疑われる場合
<u>クライエントのケアに直接関わっている専門家同士で話し合う場合</u>
法による定めがある場合
医療保険による支払いが行われる場合
クライエントが、自分自身の精神状態や心理的な問題に関連する訴えを裁判などで提起した場合
クライエントによる明示的な意思表示がある場合（誰に、何を、何の目的で話してもよいか確認しておく）

■キーワード

インフォームドコンセント（現任者講習会テキスト 14 ページ表）

心理アセスメントや心理面接などを実施する際に、事前にその内容、目的などを十分にクライエントに説明した上で同意を得ること。クライエントが同意することのみを行い、相手に強制しない。

インフォームドチョイス

選択可能な治療法などが複数ある場合、事前のその内容、目的、その治療法のメリット、デメリットを説明し、クライエントが主体的に治療法を選択すること。

インフォーム・ディジション

可能な治療法などについて説明を受けた上で、クライエント自身がその治療を受けるか受けないかを主体的に決定すること。

シェアード・ディジション・メイキング

共有意志決定。治療者とクライエントがエビデンスを共有し、クライエントが治療者とともに適切な治療法を決定すること。

アドボカシー

権利擁護。代弁。代弁者がクライエントの権利を擁護するために、クライエントに代わり、主に行政・制度または施設などに意見を述べること。

①ケース・アドボカシー

1人のクライエントや1つの家族の権利を代弁し、擁護すること。

②クラス・アドボカシー(コース・アドボカシー)

ある集団や地域の権利を代弁し、擁護すること。

③セルフ・アドボカシー

自己権利擁護。本人にとって必要な支援を本人自身が主張し、本人の権利を擁護すること。

コンサルテーション（現任者講習会テキスト 21 ページ 1）

当該の問題について、コンサルタントが自身の専門性に基づいて問題解決のための助言を行うこと。

コンサルタントとコンサルティの関係は対等。

コンサルタントの助言を実行するかどうかはコンサルティが判断する。

例) コンサルタント (SC) 、コンサルティ (教師)

スーパービジョン（現任者講習会テキスト 32～33 ページ）

経験の浅い臨床家 (=スーパーバイザー) が自分が担当するケースについて経験豊富な臨床家 (=スーパーバイザ) からアドバイスをもらうこと。個人スーパービジョンだけでなく集団スーパービジョン、また仲間で互いに支持的に関わるピアスーパービジョンな

どもある。スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係は上下関係。

スーパービジョンはスーパーバイジーの心理療法を行うことではない（＝教育分析）。

【スーパービジョンの機能】

教育的機能	専門的な知識やスキルを習得させる機能
支持的機能	スーパーバイジーの情緒的、心理的側面をサポートする機能
管理的機能	スーパーバイジーの能力に応じて、適切な業務行を配分する機能

教育分析（現任者講習会テキスト 33 ページ）

心理職のものが自己内省の促進のために、自ら心理療法を受けること。

チーム医療（現任者講習会テキスト 10 ページ）

チームには各専門職スタッフの他、患者本人や患者の家族も含まれる。